12 この保険にかかわる指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です

①社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/）

②「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

③この保険にかかわる認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です。認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかる消費者の苦情の解決や、争いがある場合のあっせんを行う民間団体です（平成23年10月1日をもって、社団法人生命保険協会は認定投資者保護団体としての認定業務を廃止いたします）。

13 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

①お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合、すみやかにご連絡ください。

②死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。

③第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

14 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

①第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

②募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター ハッピーになろう ダイイチフロンティア **0120-876-126**
営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

［募集代理店］

みずほ信託銀行株式会社

［引受保険会社］

第一フロンティア生命
第一生命グループ

第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015　東京都中央区晴海1-8-10
晴海トリトンスクエア X棟15階
電話（03）6863-6211（大代表）

お客さまサービスセンター ハッピーになろう ダイイチフロンティア **0120-876-126**
営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）**9:00～17:00**
◎第一フロンティア生命ホームページ http://www.d-frontier-life.co.jp/

’11年7月版

登C23F0033（H23.6.21）　営業F1418-02　’11年7月作成　リ

［引受保険会社］

第一フロンティア生命
第一生命グループ

契約締結前交付書面
（契約概要／注意喚起情報）

この書面は、保険業法に基づき、ご契約の締結前にお客さまに交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」であり、「契約概要」と「注意喚起情報」の2部で構成されています。

プレミアカレンシーM

通貨指定型個人年金保険

この商品は、第一フロンティア生命保険株式会社を引受保険会社とする個人年金保険（生命保険）であり、預金とは異なります。みずほ信託銀行株式会社は第一フロンティア生命の募集代理店です。

⚠ ご注意　この書面は十分にお読みください

●「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

●なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

●この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、給付金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

’11年7月版

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

商号　第一フロンティア生命保険株式会社
住所　〒104-6015　東京都中央区晴海1-8-10　晴海トリトンスクエアX棟15階
　　電話　**03-6863-6211**（大代表）　ホームページ　**http://www.d-frontier-life.co.jp/**

2 この保険のポイントは以下のとおりです

①この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の外貨建の年金保険です。

②通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。

③この保険の保険料のお払込みや年金のお受取りなど、ご契約にかかわる金銭の授受は指定された通貨で行います（「保険料円貨入金特約」「円貨支払特約」を付加することにより、円貨による授受が可能です）。

④「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の付加により、「契約時の基本保険金額の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、運用成果を確保して自動的に円貨建の年金保険に移行します（移行後積立金額は、会社所定の利率による利息をつけて年金支払開始日の前日まで積み立てます）。

⑤外貨建の年金原資額や死亡給付金額が外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、為替相場の変動による影響があることから、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

⑥積立利率は通貨および積立利率保証期間ごとに毎月2回（1日と16日）設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。

⑦この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

⑧この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額（年金支払開始日の前日の積立金額）をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

⑨積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます（「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加して、目標値に到達し円貨建の年金保険に移行した場合は、更新の取り扱いはありません）。

⑩なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

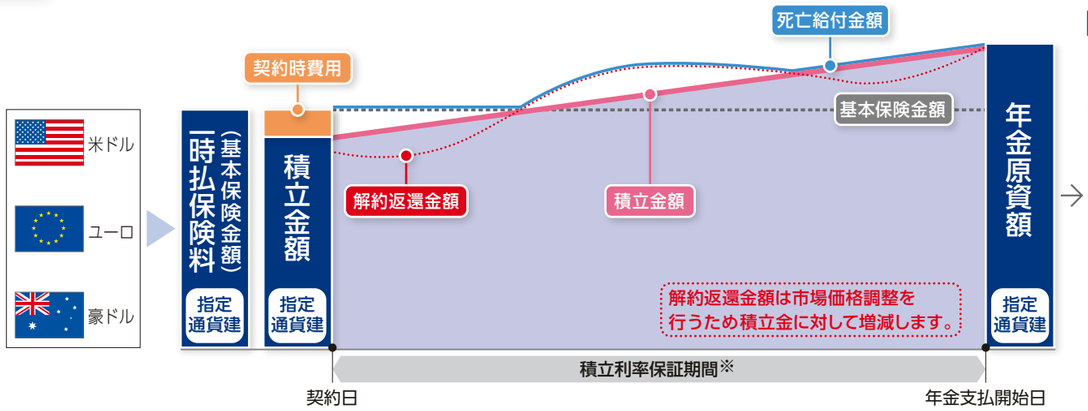

「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加した場合のイメージ

ケース①【目標値に到達した場合】
自動的に円貨建の年金保険に移行されます。
＊移行後の解約返還金額（円貨）は積立金額と同額となります。市場価格調整は行わず、所定の利率で増加します。
＊移行後の死亡給付金・解約返還金・移行後積立期間満了時の年金原資などは、すべて円貨での受取りになります。

ケース②【目標値に到達しなかった場合】
当初の運用期間満了日まで、指定通貨での運用が継続されます。
契約時に確定していた年金原資額を運用成果として、年金または一括でお受け取りいただけます。

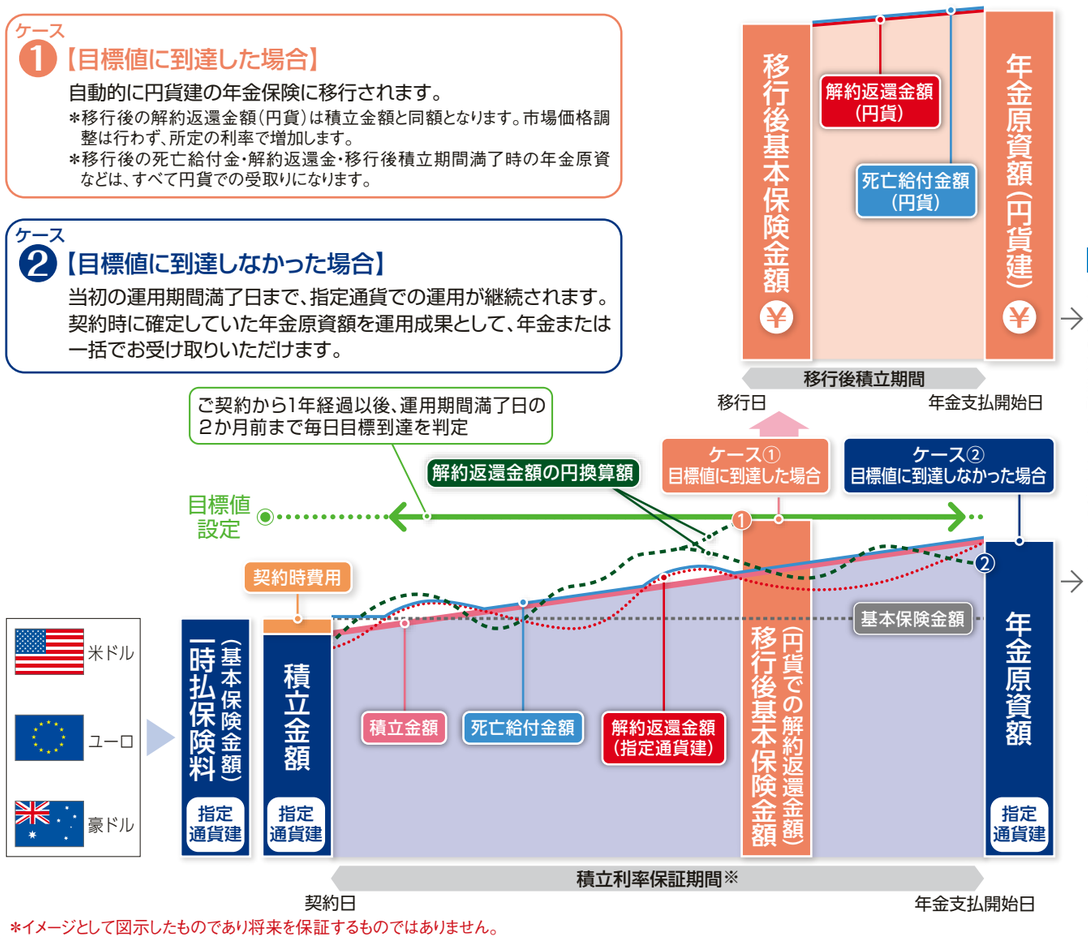

＊イメージとして図示したものであり将来を保証するものではありません。

※期間は3年、5年、6年、10年から選択可能です（ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない期間があります）。
＊解約返還金額は市場価格調整を行うため、増減します。ただし、円貨建の年金保険への移行後は、市場価格調整を行いません。
＊上記のしくみ図は積立利率保証期間を更新しない場合のイメージを表したものです。また、将来の死亡給付金額や解約返還金額などを保証するものではありません。なお、積立利率が0.82%以下の場合、解約返還金額は積立金額を超えることがありません。

4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類		年金受取開始年齢※
確定年金	一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年（1年きざみ）、10年～40年（5年きざみ）から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	3歳～90歳 ＊年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 （年金受取開始年齢＋年金受取期間≦105歳）
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。 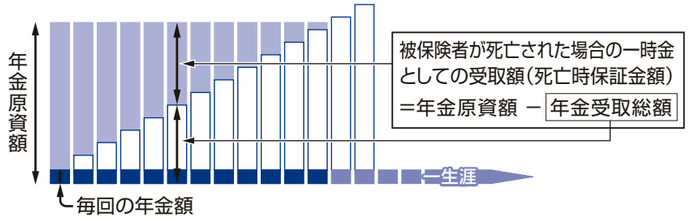 死亡時保証期間（年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間）中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします。この場合、年金を継続してお支払いするお取扱いはありません。	50歳～90歳
10年保証期間付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。 保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。 ＊早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～90歳
一括受取（年金原資額の一時支払）	一括受取　年金原資額の一時支払を選択できます。 ＊ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
注2 年金額が3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル（円貨の場合は30万円）に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします（一時払保険料によって、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります）。
注3 確定年金の場合、年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。
注4 死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、死亡時保証期間の残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。
注5 10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅します。
注6 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます（年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります）。なお、後継年金受取人は1名のみ指定できます。

死亡給付金

①被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日における積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
②「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加し、円貨建の年金保険への移行後に被保険者が死亡された場合の死亡給付金額は、被保険者が死亡した日における積立金額となります。

＊責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできないことがあります。詳しくはP11 5 および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

5 この保険には付加できる特約があります

目標値到達時円貨建年金保険移行特約	①この特約を付加することにより、「契約時の基本保険金額の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円貨建の年金保険に移行します。 ②円貨建の年金保険に移行後の積立金額は、年金支払開始日の前日まで会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。移行後の解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。 ③この特約は、ご契約時のみ付加できます。契約後のこの特約の付加は取り扱いません。移行日の前日までに限り、この特約を解約いただくことができます。 ④目標値は110～200%から10%きざみで指定いただきます。目標値は契約後も、移行日の前日までに限り、変更できます。変更時にはさらに250%、300%も指定いただけます。 ＊市場環境（「ご契約のしおり・約款」P15をご参照ください）によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
保険料円貨入金特約	①この特約を付加することにより、保険料を円貨によりお払い込みいただくことができます。 ②外貨への換算に適用する為替レートは、保険料が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
円貨支払特約	①この特約を付加することにより、外貨建の年金、死亡給付金、解約返還金など（以下「年金など」といいます）を円貨により受け取ることができます。 ②この特約は、年金などのご請求の際に、その受取人からのお申出により付加できます。 ③外貨建の年金などの円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ④円貨による年金受取の選択は、第1回の（特約）年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額などは、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。
死亡給付金等の年金払特約※	①この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ②この特約は、ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 ③特約年金の受取回数は、この特約のお申込時に所定の回数（5回～40回（5回きざみ））から選択いただきます。

※ 特約年金額は、死亡給付金額をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。
※ 特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
※ 特約年金の受取回数については、特約年金受取人全員が同一となります。また、支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の受取回数は変更可能です。なお、特約年金額の最低額は受取人一人あたり3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル（円貨の場合は30万円）で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。

6 積立利率保証期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

<table>
<tr><td rowspan="2">基本保険金額
（一時払保険料）</td><td>最低</td><td>
<table>
<tr><td>目標値到達時円貨建
年金保険移行特約</td><td>米ドル</td><td>ユーロ</td><td>豪ドル</td></tr>
<tr><td>付加しない場合</td><td>10,000米ドル
（1米ドル単位）</td><td>10,000ユーロ
（1ユーロ単位）</td><td>15,000豪ドル
（1豪ドル単位）</td></tr>
<tr><td>付加する場合</td><td>15,000米ドル
（1米ドル単位）</td><td>15,000ユーロ
（1ユーロ単位）</td><td>15,000豪ドル
（1豪ドル単位）</td></tr>
<tr><td>保険料円貨入金特約</td><td colspan="3">150万円以上（1万円単位）
かつ以下の基本保険金額以上であることが必要です。
<table>
<tr><td>米ドル</td><td>ユーロ</td><td>豪ドル</td></tr>
<tr><td>10,000米ドル</td><td>10,000ユーロ</td><td>15,000豪ドル</td></tr>
</table></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>最高</td><td>5億円相当額※
※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。
*最高基本保険金額は、同一被保険者について、通算限度があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">積立利率保証期間</td><td>3年、5年、6年、10年、（1年※）
※積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。
*ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約年齢</td><td>
<table>
<tr><td colspan="4">積立利率保証期間</td></tr>
<tr><td>3年</td><td>5年</td><td>6年</td><td>10年</td></tr>
<tr><td>0～87歳</td><td>0～85歳</td><td>0～84歳</td><td>0～80歳</td></tr>
</table>
*ご契約時における被保険者の満年齢</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年金受取開始年齢</td><td>確定年金</td><td>3歳～90歳
*年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
（年金受取開始年齢＋年金受取期間≦105歳）</td></tr>
<tr><td>死亡時保証金額付終身年金
10年保証期間付終身年金</td><td>50歳～90歳</td></tr>
<tr><td colspan="2">年金受取人</td><td>ご契約者または被保険者から指定</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡給付金受取人</td><td>被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定
*ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">後継年金受取人</td><td>被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定
*後継年金受取人は1名のみ指定できます。
*ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年金種類の変更</td><td>年金支払開始日前に限り、年金種類の変更（確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更）を取り扱います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年金受取期間の変更</td><td>年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います（確定年金のみ）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年金支払開始日の変更</td><td>繰上げ年金開始、積立利率保証期間の更新を取り扱います。
*「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加して円貨建の年金保険に移行した場合、更新は取り扱いません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険料の払込方法</td><td>一時払のみ取り扱います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">解約</td><td>解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
*請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本保険金額の変更</td><td>増額</td><td>取り扱いません。</td></tr>
<tr><td>減額</td><td>基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000ユーロ、15,000豪ドル以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約者貸付</td><td>取り扱いません。</td></tr>
</table>

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 この保険には為替リスクがあります

①この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。
②為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など（以下「年金原資額など」といいます）がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
③この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。

為替リスクの例（米ドルの場合）

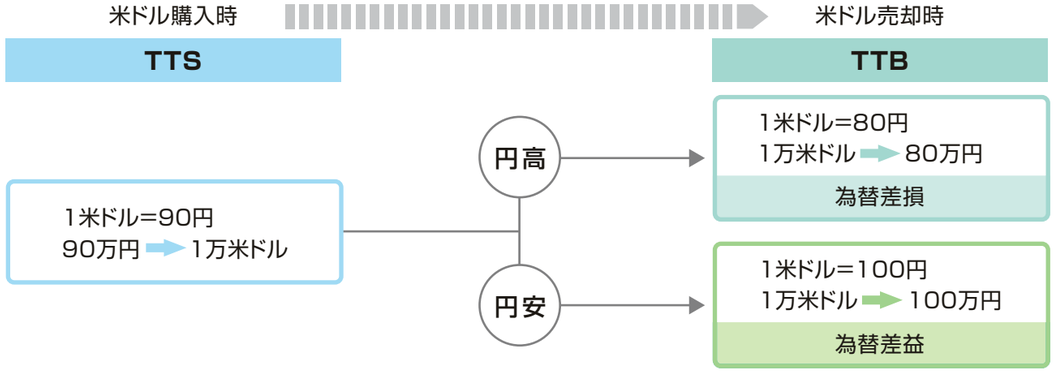

●対顧客電信売相場（TTS）…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
●対顧客電信買相場（TTB）…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

*対顧客電信売買相場仲値（TTM）…対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の仲値です。
*為替相場に変動がない場合（TTMが同値の場合）でも、TTS・TTBには為替手数料が反映されており、為替レートに差があることから、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

9 解約返還金額の計算に際しては、市場価格調整を行います

積立利率保証期間中、移行後積立期間中にご契約を解約・減額した場合、解約返還金が支払われます。

市場価格調整

①市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。
②解約・減額に加えて、繰上げ年金開始をした場合の年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。
③円貨建の年金保険への移行後は市場価格調整を行いません。したがって、解約返還金額は積立金額と同額となります。

解約返還金額の計算方法

解約返還金額 ＝
解約返還金計算日の積立金額 ×（1－市場価格調整率）

市場価格調整率 ＝1－ ｛ 1 ＋ 適用されている積立利率 ／ 1＋解約返還金計算日の積立利率＋0.45% ｝ 残存月数／12

＊「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
＊「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日を積立利率保証期間の更新日とみなした場合に、指定通貨と同一の通貨の種類でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。
＊「残存月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

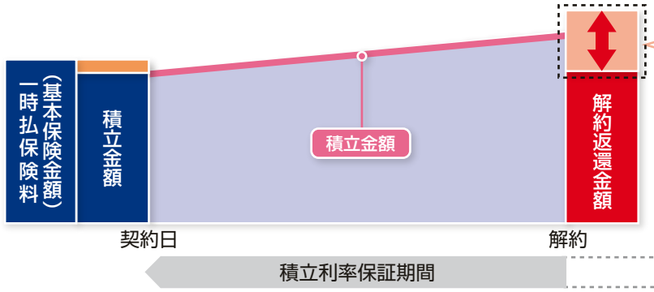

この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

解約返還金額の例

基本保険金額（＝一時払保険料）が100,000指定通貨単位の場合

●積立利率保証期間:3年　積立利率:2.0%

経過年数	積立金額	解約返還金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	99,450	96,681	98,578	100,531
2年	101,439	100,017	100,993	101,988
3年	103,467	103,467	103,467	103,467

●積立利率保証期間:5年　積立利率:3.0%

経過年数	積立金額	解約返還金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	99,395	93,989	97,676	101,546
2年	102,376	98,172	101,046	104,034
3年	105,448	102,540	104,532	106,583
4年	108,611	107,103	108,139	109,194
5年	111,869	111,869	111,869	111,869

●積立利率保証期間:6年　積立利率:3.5%

経過年数	積立金額	解約返還金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	99,360	92,683	97,227	102,042
2年	102,837	97,271	101,068	105,052
3年	106,436	102,085	105,060	108,151
4年	110,162	107,139	109,210	111,342
5年	114,017	112,442	113,524	114,627
6年	118,008	118,008	118,008	118,008

●積立利率保証期間:10年　積立利率:4.5%

経過年数	積立金額	解約返還金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	98,230	86,772	94,503	103,007
2年	102,650	91,935	99,181	107,076
3年	107,269	97,405	104,091	111,306
4年	112,096	103,201	109,243	115,702
5年	117,141	109,341	114,651	120,273
6年	122,412	115,847	120,326	125,023
7年	127,921	122,740	126,282	129,962
8年	133,677	130,043	132,533	135,095
9年	139,692	137,781	139,093	140,432
10年	145,979	145,979	145,979	145,979

＊「積立利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の積立利率」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。
＊ 積立金額および解約返還金額は、年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。
＊ 上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、1指定通貨単位未満切捨てにより表示しています。

10 年金支払開始日を繰り上げることができます

①契約日から起算して1年以上経過している場合で、年金支払開始日前に限り、いつでも「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して、年金支払開始日を繰り上げることができます。
②繰上げ後の年金支払開始日は、お客さまサービスセンターがこの特則の適用のお申込みを受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします）の翌日となります。
③繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。
詳しくはP6 9 をご参照ください。

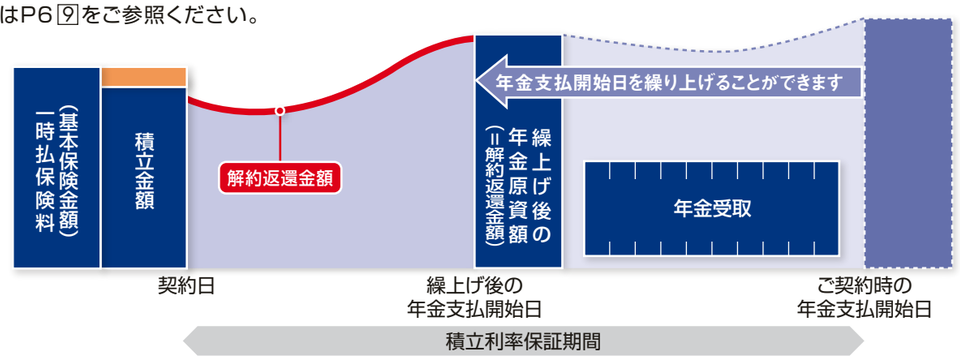

＊繰上げ後の年金支払開始日における年金額が3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル（円貨の場合は30万円）に満たない場合は、繰上げ年金開始は取り扱いません。
＊繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は、繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額です。よって、その年金原資額は繰上げ後の年金支払開始日の前日まで確定しません。

11 積立利率保証期間を更新することができます

①積立利率保証期間の満了日に限り、第一フロンティア生命の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。この場合、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から更新時費用【P9をご参照ください】を差し引きます。
②被保険者の年金受取開始年齢が90歳を超えない範囲で更新できます。
③更新後の通貨はご契約時の指定通貨と同一となります。
④更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日（「更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日」となります）の積立利率が更新日からその期間の満了日まで適用されます。
⑤更新後の年金支払開始日は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
⑥更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額と同額となりますが、更新時費用を差し引きますので、更新から短期間で解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額よりも少ない金額となることがあります。
⑦「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加して、目標値に到達し円貨建の年金保険に移行した場合は、更新の取り扱いはありません。

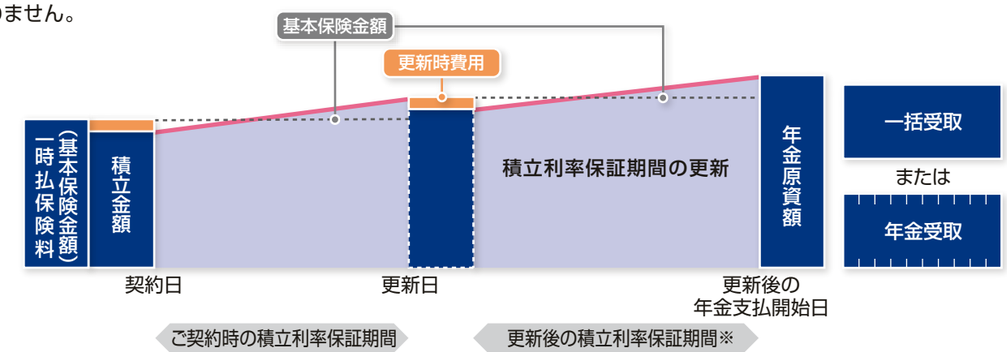

※1年、3年、5年、6年、10年から選択可能です（更新時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない積立利率保証期間があります）。

12 お客さまにご負担いただく諸費用は、以下のとおりです

①この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。この他に外貨のお取扱いに必要となる費用をご負担いただくことがあります。
②費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

お客さまにご負担いただく諸費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。この他に外貨のお取扱いに必要となる費用をご負担いただくことがあります。

ご契約時

項　目	費　用
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	基本保険金額に対して

積立利率保証期間			
3年	5年	6年	10年
2.5%	3.5%	4.0%	6.0%

積立利率保証期間中

直接ご負担いただく費用はありません。
＊保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いております。

積立利率保証期間の更新時

項　目	費　用
更新時費用 積立利率保証期間の更新に必要な費用です。	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して

積立利率保証期間				
1年	3年	5年	6年	10年
0.2%	1.1%	1.8%	2.1%	3.6%

年金受取期間中

項　目	費　用
保険契約関係費※1 **（年金管理費）** 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して1.4%※2

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2011年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。
※2 「円貨支払特約」を付加した場合、および「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加して円貨建の年金保険に移行後、円貨で年金を受け取る場合は1.0%となります。

保険料を円貨によりお払い込みいただく場合などの費用

「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨によりお払い込みいただく場合、「円貨支払特約」を付加して外貨建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨によりお受け取りになる場合、および「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加して円貨建の年金保険に移行した場合には、下記のとおりの為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。対顧客電信売買相場仲値（TTM）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM＋50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM－50銭
「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM－50銭

＊上記の為替レートは、2011年5月現在の数値であり、将来変更することがあります。
＊対顧客電信売買相場仲値（TTM）についてはP6 8 をご参照ください。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。
＊上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

ご注意 解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）

この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約、減額または繰上げ年金開始の際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整【P6 9 をご参照ください】を行うため、解約返還金額（繰上げ年金開始をした場合の年金原資額）が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

ご注意 為替リスクについて（損失が生じるおそれ）

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など（以下「年金原資額など」といいます）がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

①お申込者またはご契約者（以下「お申込者など」といいます）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます）であれば、第一フロンティア生命あての書面（消印有効）での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます）をすることができます。
②お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。
③外貨でお払込みの場合は、当社にお払い込みいただいた一時払保険料充当金と同額を外貨で、「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額と同額を円貨でお返しいたします。お客さまが外貨をお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。
④ご契約の内容変更（特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
⑤クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度について」をお読みください。

2 告知は不要です

この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 ご契約時に適用される積立利率は、契約日における積立利率となります

①ご契約時に適用される積立利率は、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）の積立利率となります。
②積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
③積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、通貨および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債（米ドルの場合はアメリカ国債、ユーロの場合はドイツ国債、豪ドルの場合はオーストラリア国債）の流通利回りを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うために必要な費用を考慮したうえで、毎月2回設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。

4 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

①保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。
②募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

5 死亡給付金をお支払いできない場合があります

①死亡給付金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）
②死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約が解除となった場合
③死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
④詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 年金をお支払いできない場合があります

①年金額が3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル（円貨の場合は30万円）に満たない場合。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
②年金の種類が死亡時保証金額付終身年金または10年保証期間付終身年金で、年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の第一フロンティア生命の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます）の年金額を通算して3,000万円※を超えることとなる場合。この場合、その超える部分については年金の支払いを行わず、年金原資額のうちその超える部分に対応する金額を、ご契約者にお支払いします。
※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。
③年金の免責事由に該当した場合（年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき）

7 解約返還金額の計算に際しては市場価格調整を行いますので、そのときの市場金利により、解約返還金額が増加または減少することがあります

解約返還金額の計算方法など詳細はP6 9 をご参照ください。

8 この保険には為替リスクがあります

①この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。
②為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など（以下「年金原資額など」といいます）がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
③この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。

9 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

①生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
②保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構　TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

10 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

①ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
②ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
③ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

11 税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務上のお取扱いは2011年5月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

つぎの基準により円貨に換算したうえで、円貨建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

項目		円換算日	換算時の為替レート
保険料		保険料領収日（契約日）	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日（請求書類の受付日）	円換算日最終の対顧客電信買相場（TTB）
	所得税（一時所得）となる場合		円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）
死亡給付金 死亡時保証金額	相続税となる場合	支払事由発生日	円換算日最終の対顧客電信買相場（TTB）
	所得税（一時所得）となる場合		円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）
年金原資額の一時支払	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	円換算日最終の対顧客電信買相場（TTB）
	所得税（一時所得）となる場合		円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）
（特約）年金		（特約）年金支払日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）

＊対顧客電信売買相場仲値（TTM）、対顧客電信買相場（TTB）についてはP6 8 をご参照ください。
＊「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
＊「円貨支払特約」または「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。
個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。

積立利率保証期間中

①解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税	所得税（一時所得※）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税（一時所得※）＋住民税	

②死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※）＋住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

年金受取期間中

①一括受取（年金原資額の一時支払）時の課税

契約日から年金支払開始日までの年数	年金原資額の一括受取時
5年以下	20%源泉分離課税
6年以上	所得税（一時所得※）＋住民税

＊ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

②年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税（雑所得）＋住民税	所得税（一時所得※）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税（雑所得）＋住民税

＊ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

③死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者（保険料負担者）	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	—	所得税（一時所得※）＋住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税

＊死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人（年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人）に支払われます。

※ 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入（受取額）} - \text{必要経費（払込保険料）} - \text{特別控除（50万円）}\right) \times \frac{1}{2}$$